

公の施設を民間に丸投げする

指定管理者制度と 緊急にどう闘うか

保育所・老人ホーム・公民館など自治体のほとんどの業務が、指定管理者制度による管理代行の対象であり、自治体業務に対して大規模に企業参入がねらわれています。また、現在、公的セクターに委託している施設は3年以内に指定管理者制度に移行することが義務づけられています。自治体の公的責任を堅持させる取り組みを全力で強めましょう。

も く じ

きわめて重要となっている「指定管理者制度」の導入に対する 取り組みについて.....	2
指定管理者制度の流れと私たちの運動.....	3
公の施設の指定管理者制度Q & A.....	4
全国各地の指定管理者制度のうごき.....	13
指定管理者制度の具体化にむけた自治体当局の想定スケジュール.....	14
指定管理者制度導入に係わる社協・公社公団など 公的セクター職員等の組織化と運動について.....	15
利用者・住民本位の施設管理・運営をめざす条例づくり.....	16
「公の施設」の設置及び管理に関する条例対置（案）.....	17
指定管理者に関する法律（地方自治法）.....	19
行政サービスの民間委託（アウトソーシング）に関する調査における 阻害要因と省庁の対応.....	21
名古屋市における現行管理委託に係る施設の一覧.....	23

2004年1月

きわめて重要となっている

「指定管理者制度」の導入に対する取り組みについて

政府・総務省は、地方自治法の一部改正（03年6月公布、9月2日施行）を行い、「公の施設」の管理運営について、従来の「管理委託制度」に代わって「指定管理者制度」を導入し、これまで直営か政令等で定める公共的団体に限定していたものを株式会社など民間事業者が行うことを可能にしました。

この制度は、地方独立行政法人制度とも連動しており、総務省は「地方独立行政法人法等の公布について」の通知の中で、あえて「公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し」と述べ、どちらの手法がより適切か、よく検討して具体化をはかるよう指示しています。

既設の直営の施設にあっても、「公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるよう」（15年7月17日、総務省自治行政局長通知）指示し、8月29日には厚生労働省の児童・保護・障害・高齢者分野の4課長連名の「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」との通達も出ています。

さらに10月24日の閣議決定で小泉首相を本部長とする「地域再生本部」の設置と「地域再生の今後の進め方について」を確認しています。この中で、公務を民間に開放する上での法の制限を取り払い、いっそう推進する一括法を次期通常国会に提出する予定です。道路、河川、公園など公共施設の管理を国などに限定した「公物管理」の抜本的な見直し、個別法が行政サービスの実施を自治体や公務員に限定していることが多い現行の体制を見直し、窓口事務の民間委託を促進する、水道・下水道・ガス事業、一部医療機関など全国に約13000ある地方公営企業の民営化などが想定されています。

内閣府は、10月16日付で「地方の行政サービスのアウトソーシングに関する調査」を指示しています。何がアウトソーシングの阻害要因かを、法令、通達、資金、組合関係などを例示して回答を求め、その結果を踏まえて、経済財政諮問会議で必要な方策を検討するとしています。

これらは90年代の「臨調・行革」による各個撃破型の民営化・民間委託攻撃から、まさに特定分野（許認可・規制など）以外は丸ごと民営化・民間委託するという今日の「構造改革」路線を具現化する究極の自治体リストラ、公務の外部委託化の徹底、地方自治・自治体のあり方を変質・解体するもので、これに対する取り組みが緊急に求められます。

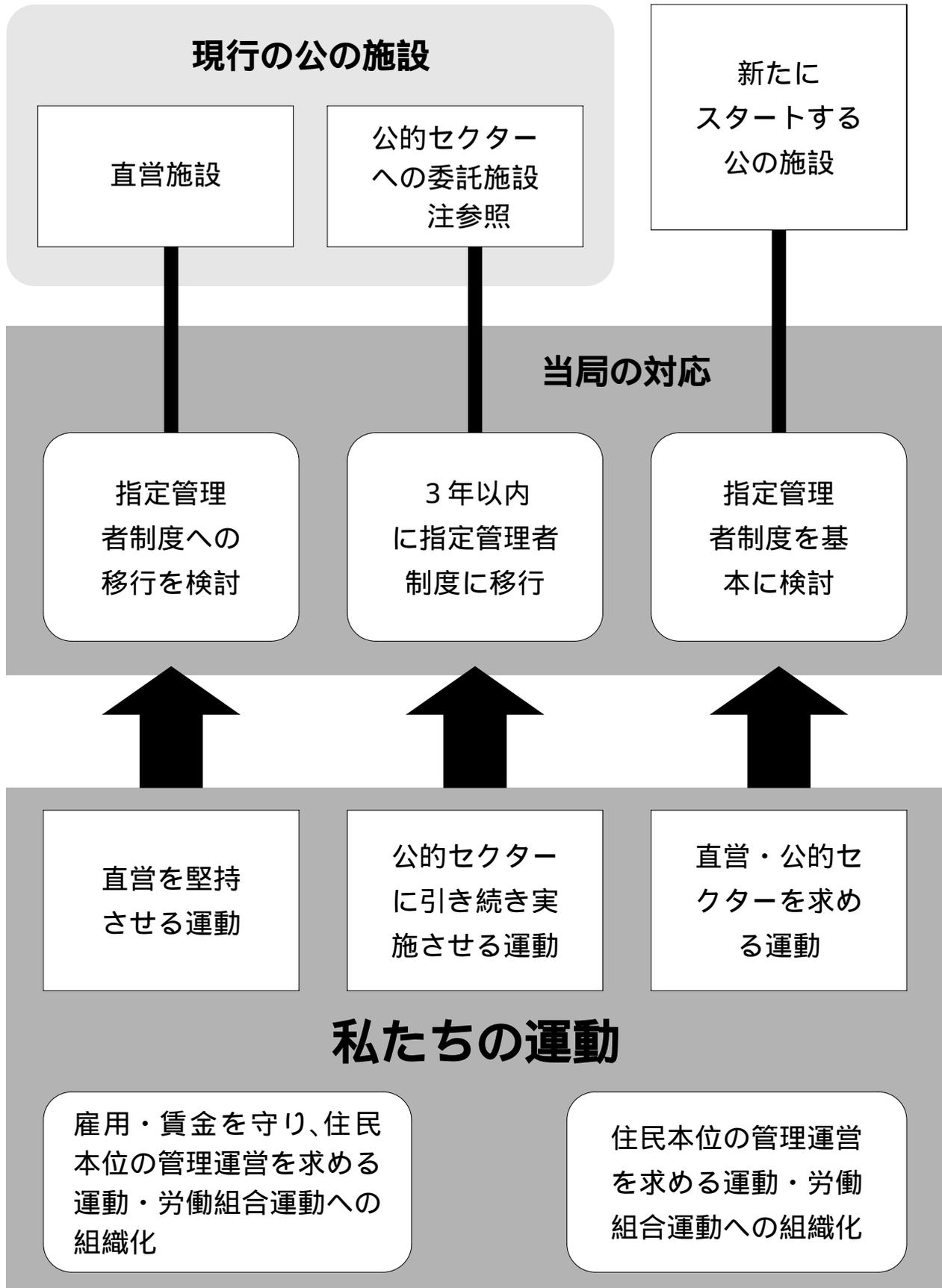
指定管理者制度による自治体リストラの推進が、急速に全国に広がってきています。しかし、その攻撃は、住民とそこで働く自治体関係の労働者との激しい矛盾を引き起こさざるを得ず、先駆的たたかいも始まっています。

1月上旬に作成・送付したパンフは、各地からの追加注文があいつぎ自治労連本部の在庫が底をつきましたので、その後明らかになったことも加え、大幅に加筆修正し、急きょ改定版を出すことにしました。

全国の自治体と自治体関連の職場で働く仲間みなさんが、本冊子も活用され、自治体リストラ攻撃とのたたかいを進められることを呼びかけるものです。

2004年1月
日本自治体労働組合総連合

指定管理者制度の流れと私たちの運動



注 公的セクターとは、公共団体・公共的団体、自治体が50%以上出資する法人等を指します。

公の施設の指定管理者制度 Q & A

Q 1 公の施設の指定管理者制度とは何ですか？

A 自治体リストラの一環として、新たに「公の施設」の管理を民間事業者に開放するためにつくられた制度です

自治体が設けている公の施設の維持管理や業務の運営だけでなく、利用許可など（行政処分という）株式会社も含めた事業者任せにいくという制度です。

この制度は、地方独立行政法人、構造改革特区とならんで公務を民間に丸投げする手法のひとつであり、私たちがこれと緊急にどうたたかうかを確立していくことが重要です。

Q 2 まず公の施設とは何ですか？

A 自治体でごく普通に見られる身近な住民のための施設です

まず「公の施設」とは、自治法で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」としています。つまり地方自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設、たとえば保育所、児童館、公園、福祉会館、体育館、図書館など、私たちの身近にある施設です。

新地方自治ハンドブックによると、次のようになります。

民生施設.....保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、福祉会館、児童館

衛生施設.....し尿処理施設、ごみ処理施設、下水終末処理場、公衆便所、健康センター

体育施設.....体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場

社会教育施設...中央公民館、地区公民館、勤労青少年ホーム、青年の家・自然の家、中央図書館、地区図書館、博物館、資料館、小・中学校の地域開放

宿泊施設.....国民宿舎、その他の宿泊施設

公園.....公園、児童公園

会館.....市民会館・公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所

診療施設.....病院、診療所

Q 3 このすべての施設が対象となるのですか？

A 個別法で設置者の管理をうたっているものは対象になりませんが、国は法解釈の変えることや法改正で規制の撤廃をねらっています

これらの公の施設の中で、個別法で管理者をうたっている場合は、指定管理者制度を適用することはできません。

しかしいま「地域再生本部」によって準備されている「民間開放一括法」で個別法のしほりをとこうとしています。また構造改革特区や法解釈を変えたりして民間開放をはかっています。それについては、Q14、Q15で示します。

Q 4 新しい「指定管理者制度」とこれまでの「管理委託制度」とどう違うのですか？

A 公の施設の管理を株式会社も含めて民間に任せられることにしたことです

まずいちばん違うのは、株式会社を含めた民間参入が可能になったことです。これまで管理委託できたのは、地方公共団体の50パーセント以上出資法人、公共団体（土地改良区、水害予防組合などの公法人のこと）及び公共的団体（農協や商工会会議所等の産業経済団体、老人ホーム・育児院・赤十字社等の厚生社会事業団・青年団や婦人会などの文化事業団体等公共的な活動を行うもの）に限定され、具体的な管理受託者を条例で規定することを原則としていました。

しかし今回の制度は、指定管理者の範囲について特に制約を設けず、株式会社などの民間事業者も議会の議決を経て指定管理者になれるようにしました。この制度導入にともなって管理委託制度は廃止されます。

Q 5 指定管理者に任される管理・運営の中身は何ですか？

A 従来の管理委託の中身に加えて、本来行政が行う利用許可や、一定の範囲で料金も設定も行います

これまでの「管理委託制度」は、公の施設の設置者である地方自治体との契約にもとづいて具体的な管理を行うものであり、その公の施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き負うもので、公の施設の利用許可（行政処分という）などは委託できませんでした。

一方、「指定管理者制度」は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、本来行政が行う利用許可も行い、一定の範囲で料金を自由に設定でき、使用料は指定管理者の収入として受け取ることになります。「委託」ではなく、

指定管理者に「代行」させるものです。

Q 6 現在、管理委託制度を採用している公の施設については、どのような扱いになるのですか？

A 3年の間に指定管理者制度に移行します

指定管理者制度導入にともなって、これまでの管理委託制度は廃止されます。ですから現在委託を受けている公社、公団、社会福祉協議会などの施設は、3年以内に指定管理者制度に移行するか、直営に戻すかが迫られることになります。

なお、この経過措置の特例は、当該委託契約が終わればなくなります。

別紙のとおりスケジュールの取り組みが必要です。

Q 7 指定管理者はどのように選ばれるのですか。

A 総務省は「複数による公募」が原則とっていますが、「公募」は法で定められていません

総務省は、自治体が指定管理者を決める（選定）のは、住民の平等利用、コスト削減、人的・物的能力の視点から検討が行われるべきとし、「複数による公募」というのが原則とっています。しかし「公募」の法的義務付けは一切ありません。運動の視点として公的責任を守り、雇用問題に対処するためには、これまでの管理委託を受けてきた実績を評価した選定を行わせていくことが課題となります。

Q 8 それはどのような点で可能ですか。

A これまでの実績を評価する選定のしくみをつくることが重要です

総務省は、「条例で入り口から制限するのは、指定管理者を広く民間事業者を含めて可能とした法律の趣旨に反することになり、法律上は可能だが望ましくはない。むしろ選定の基準等で絞っていくべきである」と述べています。しかし「公募」の規定がない以上、これまでの実績がある団体を指定し、その実績を重視した「基準等」をつくることは可能です。すでにいくつかの政令市では、実質的な公募なしに事業者選定を行っています。

Q 9 新たに設置される施設はどうなりますか？

A 指定管理者制度が前提で検討されます

新たに建設される施設は、指定管理者制度が前提で検討される可能性が高いといえます。

指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、設置時期に応じ条例で定めることとなります。直営・公的セクターを要求する取り組みが必要です。後の「スケジュール」を参照してください。

Q10 直営の公の施設はどうなりますか？

A 指定管理者制度ができないかどうか当局は検討します

現行の直営で行われている公の施設についても、この制度の創設で一気に指定管理者に任せようとする動きが出てきています。指定管理者制度を選択するか否かは当局の判断です。公の施設の本来の性格からして直営は必要（12ページ、コンメンタル参照）であり、これを堅持するたたかいが必要です。

Q11 この制度は「公の施設」の本来の目的や性格、自治体の公的責任を後退させることになりませんか

A 公的責任の後退が懸念されます

この制度は、総務省通知にも「事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」と明記されているように、経費節減と効率性に重点が置かれています。利潤を追求することを旨とする株式会社に「公の施設」の管理・運営を委ねていくことは、住民の諸権利の保障や自治体の公的責任の後退をもたらすこととなります。

Q12 住民にとって料金が上がるなどの問題はありますか？

A 民間事業者が、利潤を上乗せした利用料金を設定します

「公の施設」の施設及びサービスの利用料が安いことは重要なことです。あらかじめ利用料の基本的な枠組みは条例で定め、設置者である地方公共団体の承認を受けることになっていますが、利潤を上乗せした利用料金を民間事業者が定めることができることは問題です。一方、料金を安くし、もうけ（成功報酬制、経営努力といわれている）を確保するため、職員の非常勤・パート化、低賃金を促進することによって専門性を損なう問題もです。最初は安く料金を決めても、あとでそれが値上げされる心配もあります。

Q13 公平な運営がされますか？

A 利潤追求でゆがみができるおそれがあります

地方自治法では「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなら

ない」とうたっていることは、たいへん大事なことです。しかし、たとえば公民館などで開催してきた戦争展などについて、右翼の妨害のおそれがあることを口実に、運営の公正さよりも警備の経費を重視にして民間業者である指定管理者に制限されることなど危惧されま
す。もちろんそうなれば大いに争われることとなります。

逆に、女性会館であるとか福社会館であるとかは、一定の目的を持って設置されていますが、もうけを確保するために、本来の枠をはずして空き部屋がでないようにだれでも貸すよ
うな運営をされる可能性もあります。

Q14 住民の参加やチェックはどうなりますか？

A 住民の参加やチェックに問題がでます

今度の制度改正で、「公の施設」の運営への利用者・住民の参加、住民監査請求を含めた
運営にかかわる住民のチェックが法的に確立されていません。また、指定管理者の個人情報
の保護については法制度上の義務付けはなく、地方公共団体での条例化、指定管理者との協
定にどう盛り込むのか、運動に委ねられています。

指定管理者には毎年度終了後に事業報告書（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の
実績など）の提出が義務付けられていますが、議会への報告義務はありません。また、兼業
禁止規定が適用されず、設置者（首長）や議員、その親族が経営する民間等事業者が排除さ
れないことから、腐敗・不正の温床になる可能性も危惧されます。

指定管理者に対しては、監査委員や包括外部監査人などにより出納関連事務の監査を行う
ことはできますが、指定管理者の業務の内容については監査の対象にならないとされていま
す。これでは適正・公平な運営、平等利用がきちんとされているのか的確にチェックはでき
ません。条例などできちんとうたっていくことが必要です。

Q15 地方自治法の「改正」があっても個別法の規制は有効 であり、第1種社会福祉事業（下記の注参照）は株 式会社などに管理の委任ができないと聞きますが？

A 厚生労働省は法解釈を変えて、それも可能と結論付けてい ます

厚生労働省は、昨年8月に4課長連名通知を出し、今回の指定管理者制度の導入で特別養
護老人ホームなど第1種社会福祉事業も株式会社に管理を委ねることができるとの見解を出
しました。内閣府も「現状でも可能」としています。これは「社会福祉事業の公明かつ適正
な実施の確保」「健全な発達」をはかるため、社会福祉法第60条で「第1種社会福祉事業は、
国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする」とした規定に反する極め

第1種社会福祉事業は、特別養護老人ホームや児童養護施設、知的障害児施設、身体障害
者更正施設、婦人保護施設、援護施設などを経営する事業です。なお保育所やデイサービス
事業などは、第2種社会福祉事業です。

て乱暴で重大な変更です。今後、厚生労働省・内閣府にはその見解の撤回を求め、また各自治体には社会福祉法第60条の趣旨に沿って運用するよう申し入れることが必要です。

Q16 公立学校や社会教育施設についてはどうなるのでしょうか

A いっそうの規制緩和や構造改革特区で可能としています

学校は、総務省通知でも「学校教育法など個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合には...できない」としていますが、政府は教育特区での実施は可能とし、今年4月には全国初の「株式会社立」の中学校が設置されます。内閣府はさらに公立高校・幼稚園の民間への包括的な管理運営委託ができるよう検討しており、問題です。

また、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設の管理も、これまで民間事業者には包括的な委託はできませんでしたが、内閣府は「指定管理者制度が導入されたことを受けて、今後、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを明確に周知する」(平成15年11月・行政サービスの民間開放等に係る論点)との見解と対応を明らかにしており、予断を許しません。規制緩和の動向は、21ページ参照。

Q17 職員の雇用に影響はありますか？

A 公的セクターに委託されていた施設では、雇用問題が出ます

総務省は、複数事業者による競争で事業者選定を指示しています。これまでの社協・公社・公団など公的セクターで「公務員に準拠する」とした労働条件が大幅に引き下げられることも考えられ、そこで働く労働者の身分・労働条件は著しく不安定なものにならざるをえません。また臨時・非常勤・パートも含めた職員の雇い止め問題も持ち上がります。

現在受託している公的セクターが、指定管理者に指定されなければ直ちに、臨時・非常勤・パートも含めた職員の雇用問題が発生します。雇用確保問題でのたたかいは、きわめて重要になります。

直営施設でも公的セクター、民間事業者に管理の委任を行うとすれば、反動的な自治体では分限免職にもつながりかねません。また、ある自治体では指定管理者制度への移行により、非常勤職員を削減し、正規職員を一定の施設に寄せていき最終的には地方独立行政法人化するとの考えも示されています。

Q18 このような問題がある指定管理者制度をなぜ導入したのですか？

A 政府にとって、「官から民へ」の主要な手段です

経済のグローバル（国際）化の中で多国籍企業の競争力を強化するために公共投資のあり方を転換し、膨大な財政赤字も背景にして「小さな政府、小さな自治体」づくりを進め、また財界の求めに応じて、国・自治体の業務を利潤の対象として門戸解放していくことです。

自己責任・自立自助を基本にした社会システムに変え、住民の暮らしを支え、福祉を増進させていくという自治体本来の機能を徹底して民間化・外部委託化していくものです。指定管理者制度や地方独立法人制度、構造改革特区などは、小泉「構造改革」の自治体版で、財界の求めに応じて何十兆円とも言われる公務の市場開放を促進し、ビジネスチャンスに転化するものです。

Q19 この制度は地方独立行政法人制度とも関連しているのですか

A 総務省はどちらの手法が適切か検討し具体化するよう指示しています

地方独立行政法人制度は、民間が参入しがたい分野を「分社化」、「外部化」し、徹底した安上がりをめざすものです。指定管理者制度とは対象となる施設や制度内容に違いはありますが、同じねらいをもって制度化されたものであり、究極の自治体リストラ、公務の外部委託化（アウトソーシング）の切札であることには変わりありません。総務省も「地方独立行政法人法等の公布について」の通知の中で、あえて「公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し」と述べ、どちらの手法がより「適切」か、よく検討して具体化をはかるよう指示しています。

Q20 今後、どのように取り組んでいくのですか

A 利用者との共同した取り組みが重要です

いま住民の置かれている困難な状況とその中で「公の施設」が果たしている意義と役割、その公共性と住民の利用権の担保などに確信をもち、具体の検証を行い、利用者との共同・合意形成を強めて安易な市場開放を許さない取り組みが必要です。

同時に、「公の施設」に求められる期待や要求に的確に応え、それにふさわしい実績と専門性、サービスの質、継続性、安定性を確保していくことが必要です。この観点から仕事を真摯に見直していくことが求められます。また、こうした運動と並行して、自治体当局の動きを踏まえた的確な対置政策・要求を出していくことが必要です。

指定管理者制度について職場で学習会をもちましよう。当局の検討内容を明らかにさ

せ、組合との協議を求めましょう。また、利用者・住民に問題点を知らせましょう。各分野の施設が、どのような経過、自治体の公的責任のもと設置されてきたのか、株式会社などに管理委託した場合の問題点（影響）、直面している課題などを明らかにし、自ら仕事の見直しも行い、職場で学習・討議を積み重ね、指定管理者制度を許さない意思統一を進めましょう。利用者・住民の目線から掘り下げることが重要です。利用者との懇談・合意形成を進め、庁内及び社会世論を喚起し、当局と折衝、交渉など多面的な話し合いを積み上げ、担当部局には直営、公的セクター重視を明確にするよう求めます。議会の理解を広げることも重要です。社協、公社・公団・事業団など現在管理を受託している事業所は、3年以内に指定管理者制度に移行します。雇用と労働条件での重大な攻撃が予想されます。これまでの実績を認めさせ、引き続く事業継続と予算の確保をめざしましょう。労働組合が無い事業所では、早急に組合結成を進めましょう。臨時パート非常勤・関連労働者は、まさきに「雇い止め」などの攻撃を受けます。労働組合への組織と運動を強めましょう。自治体の指定管理者制度の条例化にかかわり、対置要求（自治労連から提供）のもとに要求の繁荣をめざしましょう。

室井力・兼子仁編「基本法コンメンタル・地方自治法」より

(これは法改正がされる前の地方自治法の解説書です。ここに記述されていることは、「指定管理者制度」の問題点を考える上で、おおいに参考になることです)

わが国憲法が、財産権を保障しつつこれを公共の福祉による制約に服せしめ、進んで国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するのは右のごとき歴史の展開を法的に確認しているにほかならない。行政主体たる地方公共団体が、その住民の福祉を維持向上する各種「公の施設」を設置することとしているのも、憲法の理念を具体化し、現代社会の要請にこたえようとするものである。

公の施設は、その設置主体が普通地方公共団体であるものをいう。広く住民の利用に供される施設であっても、普通地方公共団体以外の公共団体の設置にかかるものは本条にいう公の施設に当たらない。

公の施設の「管理」は、その設置主体たる当該普通地方公共団体が直接これに当たるのが原則であるが、住民の公の施設の利用をより有効適切に行うことができる場合には……他団体にゆだねることを許容するのが趣旨であり、もっぱら当該普通地方公共団体の便宜のみに役立つにすぎないものは本稿の要件を充足しないと解する。

……民間活力の導入が重視され、その中で出資法人が、注目を集めつつあることに対応して、これに明確な法的根拠を与えようとするものだと解される。公益目的の出資であるとはいえ、出資法人自身は利潤追求の目的とする団体を含むから、出資法人に対する委託は、かなり慎重な判断を要するといえよう。

全国各地の指定管理者制度のうごき

指定管理者制度は、全国で急速に広がっていますが、その特徴的なところをピックアップしてみました。

- 上富良野町 指定管理者制度のための保育所条例を改正
- 仙台市 市は包括的な指定管理者制度にかかる条例を制定し、新設の子育て支援のための「子育てふれあいプラザ」を、管理者としてNPO「せんだいファミリーサポート・ネットワーク」を指定する
- 東京中野区 「宮園保育園」と「宮の台保育園」の企業委託の提案を12月議会で提案
- 川崎市 「ミュージア川崎シンフォニーホール」の運営を民間企業に委託する方針を決めた
- 新設する「南部斎場」を、公募による指定管理者を選定するための関係条例を来年3月議会に提案する
- 横浜市 地区センター、福祉保険活動拠点、地域ケアプラザ、救急医療センター、市立港湾病院の指定管理者導入で条例改正
- 相模原市 男女共同参画センター「ソレイユさがみの」の管理運営について、指定管理者制度を導入するための条例案が提案された
- 名古屋市 すでに43施設の公募を完了。04年度開設に向けて準備中。
- 大阪市 青少年文化創造ステーションについて指定管理者参入で条例改正
- 大阪府 府立体育館の管理運営をシンコースポーツに委託を決めた
- 和泉市 新たにオープンする市立共同浴場を指定管理者制度導入の条例案提案
- 和歌山市 市都市整備公社が管理していた市営駐車場に指定管理者制度を導入する条例を12月議会に提出
- 庄原市 市が100パーセント出資して「庄原市総合サービス株式会社」を設立し、具体的には保育、給食の代行を検討

山梨・丘の公園労働組合 指定管理者への雇用継続確認させる

山梨県知事は、03年6月の県議会において、県の外郭団体である「丘の公園管理公社」(ゴルフ場・温泉・レストランを経営)のあり方について「民間企業の経営ノウハウの導入について具体的に検討する」ことを明らかにしました。これをうけて県企業局では、「指定管理者制度を視野に検討する」ことで対処してきました。この間、丘の公園管理公社では、02年度から、職員賞与の4分1を業績手当に改めたほか、キャディー報酬の見直しなど、経営努力が図られていましたが、突然の民間委託の話に、公社職員のなかに不満と不安が広がり組合結成に至りました。03年9月に自治労連単組として結成され、9月10日に第1回団交が開かれましたが、当局からは「3月法人解散・職員全員解雇」が通告される一方、すでに、指定管理者導入に係る条例改正が03年9月議会に上程されたもとの、厳しい交渉を余儀なくされました。労働組合として、県議会議員や地元議員などへの要請を行う、県企業局の使用責任を追及する、組合員の拡大を図るなど、精力的に取り組みをすすめてきました。当初、数名で立ち上げた組合でしたが、その後、キャディーなどのパート労働者も加入し、全職員の7割が加入して行くなかで、はじめ指定管理者の「選定」要件に「雇用」問題の明文規定がありませんでしたが、最終的には「新たな指定管理者の選定のなかに希望する者の雇用を引き継ぐ」ことを確認させました。こうした成果は、おかれている実情を的確に把握し、必要な対策と労働組合を立ち上げ機敏に対処してきたことであり、攻めの組織化が重要であることを示したものです。

指定管理者制度の具体化にむけた 自治体当局の想定スケジュール

各自治体では、現在、既存の直営施設と新設施設、現に公的セクターに管理委託している「公の施設」について、管理運営の見直しと新制度への移行にむけて作業を始めています。こうした作業は早い遅いの差こそあれすべての自治体で行われており、当局の動きやスケジュールを早急かつ総合的に把握し、的確に対応していくことが必要です。

1．既存の直営施設と新設施設の場合

新たに管理の代行を行う施設については、実施時期にあわせて直ちに指定手続きの作業が行われます。移行にむけては、条例の制定又は一部改正、指定管理者の議決と2回の議会を経ることが必要であり、来年4月に開設又は新たに管理代行を行う直営施設は、今年の9月議会で条例を制定し、選定基準を作成、指定管理者の公募・選定を行い、来年2月議会で指定管理者を議決、協定を締結して4月からスタートとなります。この各々の段階で利用者・住民の立場にたった要求対置と運動が必要になります。

2．現に管理委託を行っている公の施設の場合

この場合は3年間の経過措置があり、各自治体での本格的な作業はこれからです。この間、各施設ごとに指定基準づくりや住民の平等利用、コスト削減、人的・物的能力の確保などの視点から検証や検討が行われます。多くの自治体は、当初、期限一杯の06年4月移行を想定していますが、昨今の情勢を反映して1年前倒しで検討しているところもあり、運動の早期立ち上げが必要になっています。

例えばある県では、昨年10月に各部局担当者を招集して説明会を開催し、05年4月から指定管理者制度に移行することを目標に、基本方針（案）の提示と意見集約、指定管理者制度導入に関する見込調査の実施、03年10月以降の想定作業工程を提示し、来年5月までに各部局の方針策定を指示しています。3年の猶予があるという構えでは運動が遅れます。

経過措置期限の1年前倒しで05年4月から指定管理者制度に移行するとした場合の想定工程表は、下記の通りです。なお、法律が認める施行後3年以内の期限一杯で移行する場合（*）は、準備期間が1年間長くなります。

年 度	期間区分	作 業 内 容
15年度 （*15～ 16年度）	下半期	制度導入にあたっての基本方針（案）の提示、施設ごとに導入可能性等の検討開始、各部局調査・ヒアリングの実施、施設ごとに条例改正にむけた検討開始 個人情報保護条例など制度導入にむけて必要項目の検討開始 選定の基準や手続きの検討 現行委託先等の関係団体と協議、調整（各部局）
16年度 （*17年度）	上半期	施設ごとに制度への移行方法・条例改正（案）の策定 17年度当初予算の概算積算 9月県議会で条例改正、指定手続き等の明記
	下半期	指定管理者の選定（希望団体から事業計画書等の提出） 12月県議会で指定管理者の議決、協定締結 2月県議会で予算決定
17年度 （*18年度）	上半期	指定管理者制度へ移行

指定管理者制度導入に係わる社協・公社公団など 公的セクター職員等の組織化と運動について

1、指定管理者制度導入が公的セクター等の職員に与える影響

地方自治法の「改正」で、これまで「公の施設の管理」について自治体の出資法人等に限定していた「管理委託制度」を廃止し、自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入され、その結果、現在受託している公的セクターの仕事と職員の労働条件に重大な影響を与えることになり、労働組合の取り組みがきわめて重要となっています。

指定管理者制度は、コストの削減・効率化及び株式会社等民営化のねらいのもとで出されており、また複数の事業者による競争入札的手法による指定管理者の選定を総務省が指示しています。また、3年以内に現行の「管理受託制度」から、直営にするか「指定管理者制度」に移行するか判断することになっています。

現在受託している社会福祉協議会、事業団、公社・公団などが、指定管理者に移行するにあたり、賃金等の「公務員に準ずる」とのこれまでの規定が破棄される危険性が強く、大幅な労働条件の切り下げと「指定」を受けなかった場合には即「解雇」に直面することになります。

また、仮に「指定」を受けた場合にも、公的セクターに勤務する臨時・非常勤・パート労働者の「雇い止め」や労働条件の切り下げが発生する可能性があります。

さらに、地方自治法では「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする」としており、指定管理者の指定にあたり委託の期間が設定されることになり、その期限毎に競争的な指定が行われ、上記のような問題が発生することになります。

新たに指定管理者を受託した場合も、競争条件下で劣悪な労働条件下で雇用される可能性が大であり、公的責任の発揮の課題を含め、ここにおいても労働組合の組織化と運動の推進が求められます。

2、取り組みの基本

(1) 現在受託している事業所に労働組合が組織されている場合

職場で早急に指定管理者制度に関する学習会を開催し、全組合員の理解を深める。

事業所当局との交渉を実施し、当局の検討スケジュールを確認するとともに、利用者・職員の要求・利益を擁護する立場で対応するよう求める。

公的セクター等として、その事業に係わり公的責任を果たしていく重要性及び株式会社等に委託する場合の問題点を整理し、全組合員の学習・討議を通じて確信にする。利用者や関係住民・団体との懇談・学習会を行い、公的セクター等が担っていくことの重要性の共通認識を広げる。

自治体の本体組合と公的セクター組合の共同を重視し、指定管理者制度の条例化、管理の基準、選定基準等について、対置要求を明確にし交渉を積み重ね、世論を喚起しずつ実現をめざす。

住民との共同した取り組みへの発展を追求しつつ、自治体に向けて、門前宣伝、署名運動をはじめ運動を展開し、住民の利益と職員の雇用・労働条件を守るために、これまでの実績の評価を重視した「選定基準」にさせ、引き続き委託を継続する方向を確認させる。

臨時・非常勤・パート労働者を含めて未組織労働者がいる場合は、指定管理者制度の説明を行うとともに、労働組合への加入を進める。

仮に他の事業体に委託替えを行う場合は、現在の職員を基本的に同一条件で雇用させることを強力に推進する。

(2) 現在受託している事業所に労働組合がない場合

全ての受託職場職員に順次、指定管理者制度の説明会を開催し、そのことを足がかりに、労働組合を結成する。

結成後は(1)に同じ。

(3) 直営職場や新規の施設が指定管理者制度による委託施設になった場合

様々なアプローチのもとに、労働組合の結成を働きかける。

既設の委託施設の指定管理者制度への移行スケジュールは別紙参照

利用者・住民本位の施設管理・運営をめざす条例づくり

地方公共団体が「公の施設」の管理代行を行う場合、指定管理者の指定手続、管理の基準、業務の範囲など必要な事項は条例で定め、その内容は総務省通知で次のようになっています。

- (1) 指定手続では申請方法や選定基準などを定めます。指定にあたっては複数の申請者に事業計画書を提出させ、住民の平等利用、施設の効用の最大限発揮、管理経費の縮減、施設管理を安定して行う物的能力、人的能力の確保などを具体化に規定します。
- (2) 管理基準では、住民が公の施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日・開館時間、使用制限の要件など）や管理を通じて取得した個人情報の取扱いなどを定めます。
- (3) 業務の範囲は、利用の許可などを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様などに応じて設定します。また、利用料金は指定管理者の収入として収受させることが可能であり、条例により指定管理者が定めるものとします。

なお、指定管理者に支出する委託費の額などは、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定め、両者の間で協定等を締結することになります。

住民だれもが等しく必要なサービスを安価・低廉な利用料で受けられるために
～ 当局の条例案、協定案をチェックし、私たちの要求と提案を盛り込ませていこう～
具体化にあたっては、「公の施設」はあくまでも「住民の福祉を増進するため」のものであり、「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること」が要件になります。

対案のポイントは、実績、専門性、サービスの質、継続性、安定性などを明確に位置づけさせること、職員の身分、賃金・労働条件などが安定的に確保されること、指定管理者として相応しい者がいない場合は直営で行えるような規定を設けさせること、施設運営への利用者・住民参加の仕組み、管理運営のチェックシステムを設定させること、既存の個人情報保護条例の改正、協定への明確化をはかること、首長や議員、その関係者、特定団体等が経営する会社の規制をさせること、利用料の範囲、算定方法、上限の適正化、減免規定の設定などです。

「GYOSEI」の条例試案を参考にして作成した条例の対案は次頁の通りです。下線部分が対案のポイントを条例事項として具体化したものであり、争点です。これを基本に当局の条例案をチェックし、この内容を具体的に盛り込ませていきましょう。

当面、条例改正等は、今年4月以降開設される施設や既存の直営施設を新たに管理代行させる場合に限られますが、昨年9月議会では既に上富良野町の町立保育所条例や横浜市の病院条例の一部改正などが行われており、こうした動きに歯止めをかけていくことが必要です。

また、条例の内容では不十分なものも多く、精査と点検が必要です。使用許可との関係では、妨害や混乱などを口実にして利用が制限されないようにさせていくことが必要です。今後、弁護士、専門家などと共同で先行事例の分析、条例に盛り込むべき対案の検討を行っていきます。

指定手続・選定基準の内容は、公的セクターの労働者の身分、賃金・労働条件に直結する現に公の施設の管理を受託している公的セクターは、すべてこの制度の適用になります。そこで働く労働者にとっては、自らの雇用、身分、賃金・労働条件に直接かかわってくる問題であり、条例、選定基準の内容は重要な意味を持ちます。特段の問題がない限りはこれまでの実績、ノウハウ、業務の内容などを踏まえて継続が可能となる中身にさせていくことが重要です。

「公の施設」の設置及び管理に関する条例対置(案)

この条例対置(案)は、「GYOSEI」の条例試案を基本にして、私たちが考える対案のポイントを条文化(下線部分)したものです。この対置案は参考例であり、今後とも専門家の意見や各地の運動をふまえて補強していきます。

第1条(目的) この条例は、指定管理者制度の実施にあたって、当該施設から公正・適切・平等の原則のもとに、そこで提供されるサービスを通して住民福祉の増進が図られることを目的とする。

第2条(設置)及び第3条(名称及び位置) 第4条(指定管理者による管理)は省略

第5条(指定管理者が行う業務) 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)利用の許可に関する業務 (2)施設及び設備の維持管理に関する業務 (3)その他の業務

(「GYOSEI」試案にある(指定管理者の管理の期間)は、議会の議決事項であるため削除)

第6条(指定管理者の指定の申請) 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1)事業計画書 (2)市長が特に必要なものとして規則で定める書面

第7条(指定管理者の指定) 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから...候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。なお、申請がない、あるいは審査した結果適当と思われる団体がない場合は、設置者(市)が管理するものとする。

(1)その事業計画による...運営が住民の福祉の向上、平等利用を確保することができるものであること。

(2)その事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させられるものであること。

*「GYOSEI」の条例試案にある(その管理に係る経費の縮減が図られるものであること)は削除。

(3)その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

そのため当該の事業に係る活動実績、専門性、技術、人材などの蓄積が確保されるものであること。

(4)前各号のことが確保されるよう、労働基準法など、関係法令を遵守し、その職員については正規・(常勤)雇用を基本とし、その業務を担うにふさわしい賃金・労働条件が確保されるものであること。

(5)市長及び当該市の議員、その家族等が経営する会社は、指定管理者の申請はできないものとする。

2 市長は、指定管理者を選定するときは、あらかじめ選定審議会の意見を聴かなければならない。

第8条(事業報告書の作成及び提出) 指定管理者は、毎年度終了後0日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1)管理業務の実施状況及び利用状況 (2)利用に係る料金の収入の実績

(3)管理に係る経費の収支状況 (4)その他...管理の実態を把握するために必要な事項

第9条(業務報告の聴取等) 市長は...管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第10条(指定の取消し等) 市長は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

第11条(開館時間)及び第12条(休館日)は省略

第13条(利用の許可) 当該施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受

けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、正当な理由がない限り、施設の利用を拒んではならない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団など暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該施設の管理上支障があると認められるとき。

第14条（利用の制限）指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用する者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、...管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

第15条（利用権の譲渡等の禁止）及び第16条（原状回復義務）

第17条（利用料金の納入）利用者は、指定管理者に利用に係る料金を前納しなければならない。

2 利用料金は別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第18条（利用料金の収入）及び第19条（利用料金の不還付）は省略

第20条（利用料金の減免）指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法第により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第21条（損害賠償義務）指定管理者又は利用者は、故意又は過失により...施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

第22条（秘密保持義務）指定管理者又は業務に従事している者は、当該市個人情報保護条例第 条に規定する協定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第23条（情報公開）指定管理者は、その行う管理業務が住民の福祉、生活の向上に深くかかわることから、透明性を確保し、管理業務の内容（組織、運営状況、事業報告書等）を住民に公開しなければならない。

第24条（運営委員会）当該施設に利用者運営委員会を置く。

2 運営委員会は、指定管理者の管理運営に関する調査・監視を行い、市長に勧告することができる。

3 市長は、運営委員会から勧告を受けたときは、第9条にもとづく報告を求め、実地調査を行い、必要な指示をすることができる。

4 運営委員会の委員は 人以内とし、当該施設の利用者団体の互選によって選び、市長が委嘱し任命する。期間は1年間とし、再任をさまたげない。

第25条（審議会）市に当該施設指定管理者選定審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 審議会の委員の定数は 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が期間を定めて委嘱し任命する。

(1) 住民・利用者団体の代表 (2) 学識経験者 (3) その他市長が必要と認めるとき

第26条（委任）この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

《改正》平15法081

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

《改正》平15法081

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

《追加》平15法081

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

《追加》平15法081

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《追加》平15法081

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

《追加》平15法081

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

《改正》平15法081

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定

めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
《改正》平15法081

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

《改正》平15法081

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

《追加》平15法081

《1項削除》平11法087

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

《改正》平11法160

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

《改正》平15法081

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

行政サービスの民間委託(アウトソーシング)に関する調査における阻害要因と省庁の対応 2003.11.25

これは内閣府が、昨年10月に地方自治体に対して実施した、行政サービスの民間委託(アウトソーシング)に関する調査において、その阻害要因と各省庁の対応の方向を示したものの抜粋です。詳しくは経済財政諮問会議のHP (<http://www.keizai-shimon.go.jp/2003/1126/1126item12.pdf>) をご覧ください。

概要	制度的阻害要因の内容	関係条文等	回答団体	関係省庁	対応の方向	
1 廃棄物処理施設の管理・運営	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条により、設置者が一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないこととされているため、廃棄物処理施設の管理・運営を外部委託することができない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条	団体A	環境省	現状でも可能	御指摘の内容については事実誤認である。廃棄物処理法第9条の3の規定は市町村設置の一般廃棄物処理施設の管理者の当該施設の維持管理責任を規定しているものであるが、その責任が適切に担保される限りにおいて、市町村以外の者に当該施設の管理運営を委託することを妨げるものではない。
2 学校の包括的な管理・運営	学校教育法第5条により、学校の管理は設置者が行うと規定されているため、管理運営を公益法人民間事業者に包括的に委託することはできない。	学校教育法第5条	町田市、松江市、荒川区、品川区等	文部科学省	検討中	公立学校の民間への包括的な管理・運営については、中央教育審議会において検討中。とつくにおける公立高等学校・幼稚園の民間への包括的な管理・運営委託について今年中に結論を得た上で、必要な措置。
3 図書館の管理・運営	図書館は、図書館法第13条により、館長をおくといった規定があるため、館長を含めた包括的な管理・運営ができない。	図書館法第13条	志木市、静岡市、高山市、調子市、松本市等	文部科学省	対応予定	地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことを受け、今後、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを明確に周知。
4 公民館の管理・運営	社会教育法第27条により、館長を置くこととされていること、社会教育法第28条により、市町村の設置する公民館の館長、主事その他の必要な職員は、当該市町村の任命するとされていることから全面的な民間委託ができない。	社会教育法第27条 社会教育法第28条	静岡市、滝川市、奈良市、東大阪市等	文部科学省	対応予定	地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことを受け、今後、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを明確に周知。
5 博物館の管理・運営	博物館法第4条により、博物館の館長及び学芸員を置くことといった規定があるため、民間への管理委託ができない。	博物館法第4条	静岡市、団体A	文部科学省	対応予定	地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことを受け、今後、館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを明確に周知。

	概 要	制度的阻害要因の内容	関係条文等	回答団体	関係省庁	対 応 の 方 向	
6	第1種社会福祉事業	社会福祉法第60条により、第1種社会福祉事業の経営は、国、地方公共団体又は社会福祉法人を原則としているため、その他の民間主体に第1種社会福祉事業の経営を委託することはできない。	社会福祉法第60条	尾西市	厚生労働省	現状でも対応可能	公設の社会福祉施設の運営は社会福祉法人以外の者に委託することは、個別法による制約のない範囲において、 <u>地方自治法改正により創設された指定管理者制度により、可能となっている。</u> なお、社会福祉法第60条は経営主体の原則を定めたものであり、国、地方公共団体又は社会福祉法人以外のものであっても、各法に特別の定めのある場合を除き、第1種社会福祉事業の経営は可能である。
7	特定計量器の検定、検査業務	定期検査については、指定定期検査機関に定期検査を行わせることができる（軽量法第20条）旨規定があるが、検定についてイは同旨の規定がないので、都道府県知事が検定を実施することになる。計量検定所が実施する業務の一部分しか外部委託できない。	計量法第20条	団体C	経済産業省	現状でも対応可能	検定制度は経済・社会活動の基盤となる適正な計量器を確保するための重要な制度であり、当該業務の実施は、一義的には、国、地方自治体及びそれに準ずる者が行うことが必要だが、「定期検査」に限らず、「検定」についても、既に計量法で規定されている指定の基準を満たすものであれば、 <u>検定業務を行うことが可能となっている。</u> （計量法第70条、106条）
8	学校等における調理業務	保育所や学校の給食調理業務を民間委託する場合、請負契約により行う場合であっても保育所や学校の栄養士等が直接民間委託の調理員に業務命令を行う場合は、労働者派遣法により労働者派遣と判断されることとなるため、直接業務命令を行えない。	労働者派遣法第2条第1号労働者派遣と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	青梅市、熊本市、坂出市	厚生労働省	現状でも対応可能	<u>請負として行う場合には、現行制度でも受託者の現場責任者を通じて文書や口頭等により具体的な指示を行うことは可能である。</u> また、個々の調理員に対して業務命令を行う場合には、労働者派遣を受け入れることにより対応可能である。
9	公共職業能力開発施設における職業訓練	職業能力開発促進法第15条の6、職業能力開発促進法施行規則第3条により、民間委託できるのは、短期過程の普通職業訓練に限定されており、長期の公共の職業訓練については、民間委託できない。	職業能力開発促進法第15条の6第3項	京都府	厚生労働省	現状でも対応可能	雇用のセーフティーネットとして離転職者の早期再就職を支援するために、多様な訓練ニーズに対応しつつ、 <u>迅速に職業訓練を実施する必要があるため、</u> いたく訓練は短期過程の訓練（訓練期間は原則6ヶ月以下）に限定されている。しかしながら、再就職に必要な技能を身につける期間として必要であれば、同法施行規則第11条により、1年間の長期の訓練期間を設定することも可能とされており、 <u>長期の公共職業訓練の一部については現行制度で対応可能である。</u>

名古屋市における現行管理委託に係る施設の一覧（これがすべて指定管理者制度へ原則移行する）

所管局	施設名	委託先	
市長室	国際センター	(財)名古屋国際センター	
総務局	男女平等参画推進センター	特定非営利活動法人ウイン女性企画	
市民経済局	市民御岳休暇村	(財)市民休暇村管理公社	
	コミュニティセンター(181)	各学区連絡協議会、コミュニティセンター運営協議会等	
	公会堂	(財)市文化振興事業団	
	市民会館	(財)市文化振興事業団	
	芸術創造センター	(財)市文化振興事業団	
	青少年文化センター	(財)市文化振興事業団	
	文化小劇場(13)	(財)市文化振興事業団	
	市民ギャラリー(2)	(財)市文化振興事業団	
	演劇練習館	(財)市文化振興事業団	
	音楽プラザ	(財)市文化振興事業団	
	短歌会館	(財)市文化振興事業団	
	東山荘	(財)市文化振興事業団	
	市立名古屋ユース・ホステル	(財)名古屋観光コンベンションビューロー	
	国際会議場	(財)名古屋観光コンベンションビューロー	
	中小企業振興会館	(財)名古屋都市産業振興公社	
	国際展示場	(財)名古屋都市産業振興公社	
	能楽堂	(財)名古屋城振興協会	
健康福祉局	総合社会福祉会館	(社福)市社会福祉協議会	
	にじが丘荘	(財)名古屋市千種母子福祉協会	
	児童館	白金、中村、千種、西、熱田、南(6)	(社福)市社会福祉協議会
		上記以外	
	とだがわこどもランド	(社福)市社会福祉協議会	
	福祉会館	都、天神山、八事、熱田、笠寺	(社福)市社会福祉協議会
		名楽	(社福)中村区社会福祉協議会
		上記以外(10)	

所管局	施設名	委託先	
	休養温泉ホーム松ヶ島	(社福)市社会福祉協議会	
	鯉城学園	(社福)市社会福祉協議会	
	高齢者就業支援センター	社団法人シルバー人材センター	
	総合リハビリテーションセンター	(社福)市総合リハビリテーション事業団	
	桜山通動寮	(社福)名古屋手をつなぐ育英会	
	熱田荘	(社福)芳龍福祉会	
住宅都市局	バスターミナル	栄公園振興(株)	
	市営住宅(273)	市住宅供給公社	
	定住促進住宅(35)	市住宅供給公社	
	市営路外駐車場(久屋、大須、古沢公園)3	名古屋都市整備公社	
緑政土木局	名城公園ほか28公園	(財)みどりの協会他	
	その他の公園施設	(財)みどりの協会	
	上記以外		
	緑化センター	(財)みどりの協会	
消防局	市港防災センター	(財)市防災管理公社	
教育委員会	総合体育館	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	体育館	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	スポーツセンター(12)	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	スポーツトレーニングセンター(2)	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	瑞穂運動場	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	港サッカー場	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	野外スポーツ・レクリエーションセンター	(財)市教育スポーツ振興事業団	
	プール	熱田、鳴海、名東、香流橋、楠、山田、南陽、山田西、富田、富田北(10)	(財)市教育スポーツ振興事業団
		上記以外(10)	
		名城庭球場	(財)市教育スポーツ振興事業団